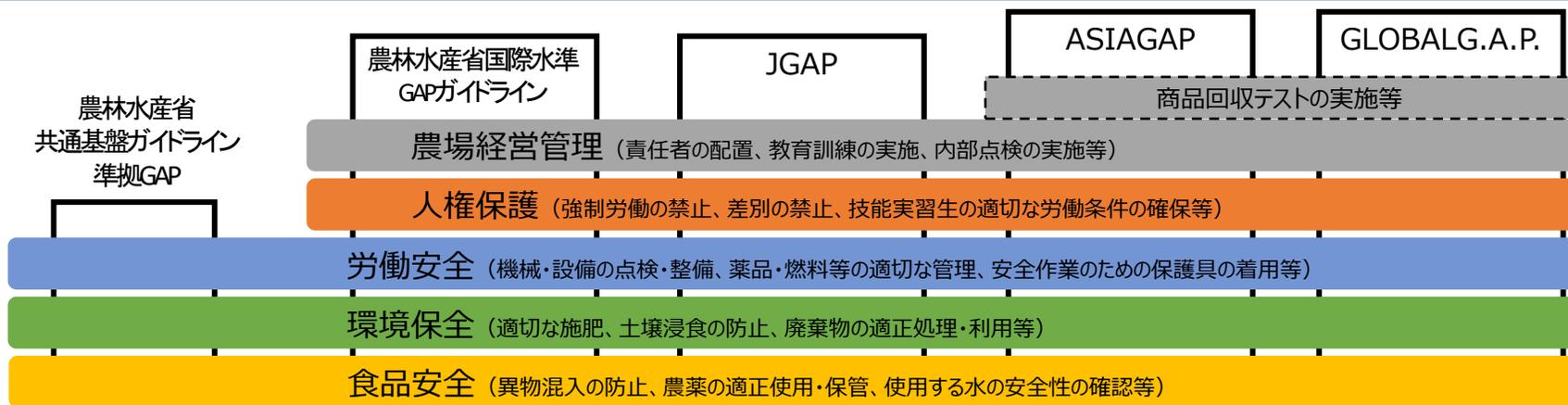


(参考資料)

目次

・国内におけるさまざまなGAP（各GAPの構成、特徴）	24
・日本での主なGAP認証	25
・GAP認証の認証体制	26
・国際水準GAPガイドラインに準拠した都道府県GAP等	27
・認証取得までの流れ（例）	28
・国際水準GAPガイドラインの取組事項の概要	29
・農業高校・農業大学校等におけるGAP認証取得状況	34
・GAP指導体制の構築〈都道府県別指導体制〉	35
・大阪・関西万博における持続可能性に配慮した農産物の調達基準の概要	36
・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における食材調達基準	37
・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会とGAP	38

国内におけるさまざまなGAP（各GAPの構成、特徴）



	農林水産省共通基盤ガイドライン準拠GAP	農林水産省国際水準GAPガイドライン	「GAP認証をとる」		
			JGAP	ASIAGAP	GLOBALG.A.P.
運営主体	都道府県等	農林水産省	一般財団法人日本GAP協会		FoodPLUSGmbH (ドイツ)
審査費用の目安 (個別認証の場合※1)	—	—	約10万円＋旅費	約15万円＋旅費	約44万円＋旅費
東京2020大会 調達基準	△(都道府県の確認がある場合)	— (大会後策定)	○	○	○
大阪・関西万博 調達基準	—	△(都道府県の確認がある場合)	○	○	○
GFSI※2承認	—	—	—	青果物、穀物、茶 について承認	青果物について承認
認証取得経営体数 (国内農畜産業)※3	—	—	4,885	2,136	794

備考

農林水産省は、令和4年3月に国際水準GAPガイドラインを策定するとともに、共通基盤ガイドラインを廃止※4。都道府県に対して、都道府県GAPを存続する場合は、令和7年3月までを目途に、国際水準GAPガイドラインに準拠するよう基準の改定を求めている。

※1 個別認証のほか団体認証があり、団体認証では審査が全員ではなく抽出で行われ、団体事務局への審査も行われる。グループが大きくなるほど、個々の経営体の経費負担は縮小する。

※2 GFSI(Global Food Safety Initiative)とは、グローバルに展開する小売業者・食品製造業者等が集まり、食品安全の向上と消費者の信頼強化に向け発足した組織(世界70カ国、約400社が加入するCGF(The Consumer Goods Forum)の下部組織)。

※3 JGAP及びASIAGAPは令和5年3月末現在、(一財)日本GAP協会公表。GLOBALG.A.P.は令和4年12月末現在、(一社)GAP普及推進機構公表。複数の認証を取得している経営体については重複計上。

※4 共通基盤ガイドラインは廃止したが、共通基盤ガイドライン準拠の効果については令和7年3月まで有効。

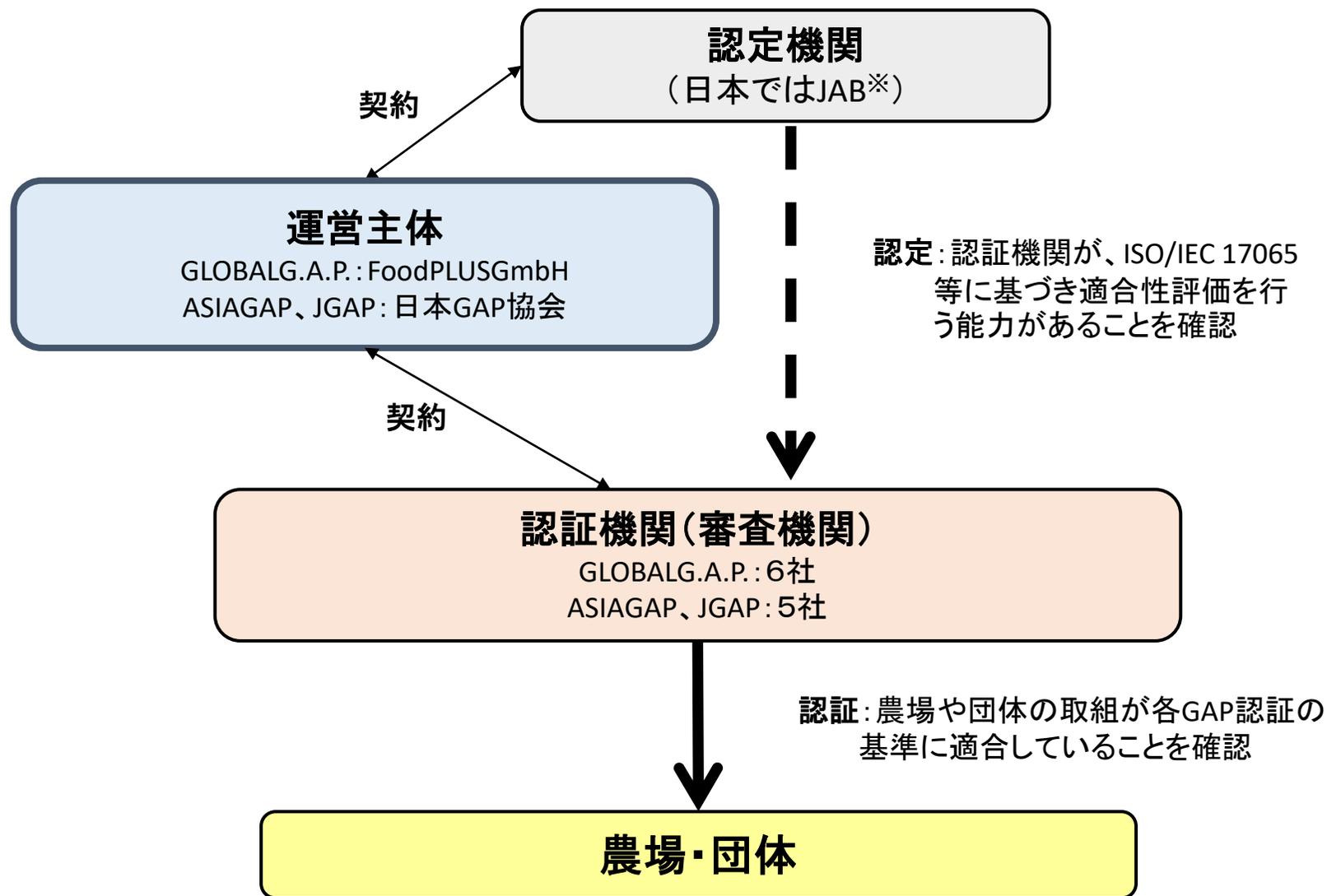
日本での主なGAP認証

	GLOBALG.A.P.	ASIAGAP	JGAP
運営主体	FoodPLUSGmbH(ドイツ)	一般財団法人 日本GAP協会	
認証機関 (審査会社)	<ul style="list-style-type: none"> ・日本オーガニック&ナチュラルフーズ協会(東京都) ・テュフズードジャパン(東京都) ・インターテック・サーティフィケーション(東京都) ・Control Union Japan(東京都) ・日本品質保証機構(東京都) ・SGSジャパン(神奈川県) 	<ul style="list-style-type: none"> ・インターテック・サーティフィケーション(東京都) ・日本能率協会審査登録センター(東京都) ・S&Sサーティフィケーション(東京都) ・日本品質保証機構(東京都) ・ビューローベリタスジャパン(神奈川県) 	
審査費用	約44万円＋旅費 (内訳) ①運営主体への登録料 (面積に応じて増減) 日本の一般的な規模の場合:5～30ユーロ程度 ②審査経費	約15万円＋旅費 (内訳) ①運営主体への登録料 (面積によらず一律) ・個別認証:5,000円 ・団体認証:2,000円/経営体 ②審査経費	約10万円＋旅費 (内訳) ①運営主体への登録料 (面積によらず一律) ・個別認証:5,000円 ・団体認証:2,000円/経営体 ②審査経費
(参考) 民間コンサルタント費用	40～55万円程度＋旅費 (標準指導日数 5日間程度)	25～30万円程度＋旅費 (標準指導日数 5日間程度)	

※ 審査会社によっては地方に審査員を配置している場合がある。

※ 民間コンサルタントの受講は、認証取得にあたっての必須要件ではない。

GAP認証の認証体制



※ JAB: 公益財団法人 日本適合性認定協会

(図中の「認定」業務を工業分野やサービス業分野など幅広い分野で実施する公益法人(内閣府所管))

国際水準GAPガイドラインに準拠した都道府県GAP等

➤ 令和5年12月5日現在で、5都県及び民間2団体のGAPについて、国際水準GAPガイドラインへの準拠を確認注している。

運営主体	GAP名称	準拠している対象品目
岩手県	いわて国際水準GAP	青果物（きのこ類、スプラウト類を除く）、 穀物
福島県	ふくしま県GAP	青果物、穀物 
東京都	新・東京都GAP	青果物、茶
山梨県	やまなしGAP(農業生産工程管理) 手法導入基準 (ADVANCE)	青果物、穀物、茶 
島根県	安全で美味しい島根の県産品認証制度（美味しまねゴールド） 生産工程管理基準(上位基準)	青果物、穀物
日本生活協同組合連合会全 国産直研究会	生協産直品質保証システム 生協版適正農業規範 青果・米編	青果物、米
一般社団法人 日本生産者GAP協会	「日本 GAP 規範」に基づく農場評価制度 評価規 準・チェックシート 農業分類：全農場共通、作物共通、水田畑作、 園芸 Ver 2. 2_230517	青果物、穀物、茶、 飼料作物、その他非食用 

注：各GAPの内容が国際水準GAPガイドラインに準拠していることを、農林水産省農業環境対策課において確認したもの（準拠確認）。
運営主体が、農業者の取組状況をどのように確認しているか（確認体制）については、準拠確認の対象に含まれない。



事前準備（普及指導員・営農指導員やコンサルタント等の専門家による指導を受講）

最短4ヶ月程度

最短3ヶ月程度

農業者の主な取組内容

- 基準書(管理点・適合基準)の内容習得
- 情報の整備・文書化
 - ・ 組織図の作成と責任者の決定
 - ・ 食品安全・環境保全・労働安全に関するリスク評価と対策
 - ・ ルールの策定、生産計画の作成 等
- 日頃の作業の実施・改善
 - ・ ルールの周知徹底と従業員教育の実施
 - ・ 生産活動の実施・記帳
 - ・ 点検と改善 等

専門家による指導(5回程度)

- 初回
 - ・ 経営者・従業員の研修(座学)
 - ・ 農場内の点検、記帳・記録状況の確認 等
 - ・ 次回までの改善点を提示
- 2回目以降
 - ・ 改善状況の確認・アドバイス
 - ・ 必要に応じて追加の研修・指導 等
 - ・ 次回までの改善点を提示
- 最終回
 - ・ 模擬審査及び応答要領の指導 等

審査会社による審査（数ヶ月前から予約が必要）

審査員が現地で、必要書類や生産現場での取組を確認。

- ・ 基準書の全ての項目について、「適合」、「不適合」、「該当外(適用除外)」のいずれかに区分され、必須(上位の義務)項目の100%かつ重要(下位の義務)項目の95%以上の適合で合格。
- ・ 審査後、決められた期間内に、不適合の指摘を受けた項目を改善し、是正報告書を審査会社に送付。(必要に応じ再度現地審査が行われる。)

認証取得

※事前準備から認証を取得するまで半年から1年程度かかる

国際水準GAPガイドラインの取組事項の概要（青果物）

- 全78の取組事項について、工程順に取り組むべき事項を整理
- 特徴：養液栽培における培養液汚染防止対策に関する項目、スプラウトやきのこ等の専用項目等を設定

I 経営体制全体	分野	番号
農場経営に必要な基本情報の整理	経営	1
組織体制の整備(各種責任者の決定等)	経営	2
GAP5分野に係る農場運営の方針の決定	経営	3
農場のルール決定及びPDCAサイクルに基づく見直し	経営	4
II 生産体制全体	分野	番号
知的財産の保護・活用	経営	5
生産計画の策定、実施状況の記録、計画と実績との比較による評価等	経営	6
農場管理の実証に必要な記録の内容・保管期間の整理。記録の作成・保存	経営	7
III リスク管理	分野	番号
基本情報等に基づく食品安全、環境保全、労働安全に関するリスク評価、評価結果に基づく対策の実施と農場のルール設定、及びPDCAサイクルに基づく見直し	食品 環境 労働	8 9 10
商品の表示の管理及び収穫記録と結びついた農産物の出荷記録の作成・保存等	経営	11
外部委託先の適切な管理等	経営	12,13
クレーム及び農場ルールへの違反に対する対応手順の整備	経営	14
事故・災害に備えた農業生産の維持・継続のための対策	経営	15

IV 人的資源	分野	番号
人権侵害防止について管理方法の設定	人権	16
外国人雇用がある場合の環境整備等	人権	17
十分な話し合いに基づく家族経営の実施	人権	18
労働条件の遵守と労使間の意見交換	人権	19
作業員への農場のルール等の教育訓練	経営	20
労災保険の成立手続きの実施	人経	21
危険作業に従事する者への訓練	労人	22
作業に適した服装や保護具の着用・管理	労働	23
救急箱の用意等、事故対応手順の整備と周知	労働	24

V 経営資源	分野	番号
農場への入場に係るルールの策定と周知	経営	25
手洗いやトイレ設備の確保による衛生管理	食経	26
土壌や水に関するリスク評価と対策(養液栽培における培養液汚染防止対策を含む)	食品	27,30,31
土づくりを通じた土壌管理や土壌浸食対策	環境	28,29
排水等の適切な管理	環境	32
農産物取扱施設等の保守・衛生管理、農産物の適切な保管	食品	33,35
異物混入やアレルギーとの交差汚染防止	食経	34
器具、設備、機械、車両等の把握、適切な管理、使用等。燃料の適切な保管	食労 環境	36,37 39,40
包装容器等の安全性の確認等	食品	38
温室効果ガスの削減に資する取組	環境	41
廃棄物の把握、管理及び削減の取組	食環	42
農場内の整理・整頓・清潔・清掃等	環労	43
騒音等に係る周辺住民への配慮と対策	環境	44
生物多様性に配慮した鳥獣被害防止対策	環境	45
外来生物の適切な飼養管理	環境	46

VI 栽培管理	分野	番号
適切な種苗調達、育苗管理	食品	47
隣接ほ場からの農薬ドリフトの影響回避	食品	48
総合的病害虫・雑草管理(IPM)の取組	環境	49~51
農薬の適切な使用等 (使用計画策定、適切な調整・散布、保護具の着用、周辺への影響回避、散布後の洗浄・排水管理、保管、使用記録作成等)	食品 環境 労働	52~60
堆肥の適切な製造と施用	食環経	61
肥料等の適切な施用等 (土壌診断結果や施肥基準等を踏まえた利用計画の策定と施用、適切な保管、使用記録作成等)	食品 環境 労働 経営	62~65

VII 専用項目	分野	番号
スプラウト専用項目	食品	66~71
きのこ専用項目	食品	72~75
ボイラー及び圧力容器関連項目	労経	76,77
りんごにおけるかび毒汚染防止・低減	食品	78

凡例

- 食品 食 …食品安全
- 環境 環 …環境保全
- 労働 労 …労働安全
- 人権 人 …人権保護
- 経営 経 …農場経営管理

国際水準GAPガイドラインの取組事項の概要（穀物）

➤ 全70の取組事項について、工程順に取り組むべき事項を整理

➤ 特徴：用途限定米穀・食用不適米穀の適切な保管等に関する項目、麦類のかび毒対策に係る専用項目等を設定。

I 経営体制全体	分野	番号
農場経営に必要な基本情報の整理	経営	1
組織体制の整備(各種責任者の決定等)	経営	2
GAP5分野に係る農場運営の方針の決定	経営	3
農場のルール決定及びPDCAサイクルに基づく見直し	経営	4
II 生産体制全体	分野	番号
知的財産の保護・活用	経営	5
生産計画の策定、実施状況の記録、計画と実績との比較による評価等	経営	6
農場管理の実証に必要な記録の内容・保管期間の整理。記録の作成・保存	経営	7

III リスク管理	分野	番号
基本情報等に基づく食品安全、環境保全、労働安全に関するリスク評価、評価結果に基づく対策の実施と農場のルール設定、及びPDCAサイクルに基づく見直し	食品 環境 労働	8 9 10
商品の表示の管理及び収穫記録と結びついた農産物の出荷記録の作成・保存等	経営	11
異種穀粒・異物混入防止対策	食品	12
用途限定米穀、食用不適米穀の適切な保管・販売・処分	経営	13
外部委託先の適切な管理等	経営	14,15
クレーム及び農場ルールへの違反に対する対応手順の整備	経営	16
事故・災害に備えた農業生産の維持・継続のための対策	経営	17

IV 人的資源	分野	番号
人権侵害防止について管理方法の設定	人権	18
外国人雇用がある場合の環境整備等	人権	19
十分な話し合いに基づく家族経営の実施	人権	20
労働条件の遵守と労使間の意見交換	人権	21
作業員への農場のルール等の教育訓練	経営	22
労災保険の成立手続きの実施	人権	23
乾燥調製施設等の適正な管理・運営等	経営	24
危険作業に従事する者への訓練	労働	25
作業に適した服装や保護具の着用・管理	労働	26
救急箱の用意等、事故対応手順の整備と周知	労働	27

V 経営資源	分野	番号
農場への入場に係るルールの策定と周知	経営	28
手洗いやトイレ設備の確保による衛生管理	食経	29
土壌や水に関するリスク評価と対策(カドミウム低減対策を含む)	食品	30,31,34
土づくりを通じた土壌管理や土壌浸食対策	環境	32,33
排水等の適切な管理(水田代かき後の濁水流出防止対策を含む)	環境	35,36
農産物取扱施設等の保守・衛生管理、農産物の適切な保管	食品	37,39
異物混入やアレルゲンとの交差汚染防止	食経	38
器具、設備、機械、車両等の把握、適切な管理、使用等。燃料の適切な保管	食労 環経	40,41 43,44
包装容器等の安全性の確認等	食品	42
温室効果ガスの削減に資する取組	環境	45
廃棄物の把握、管理及び削減の取組	食環	46
農場内の整理・整頓・清潔・清掃等	環労	47
騒音等に係る周辺住民への配慮と対策	環境	48
生物多様性に配慮した鳥獣被害防止対策	環境	49

VI 栽培管理	分野	番号
適切な種苗調達、育苗管理	食品	50
隣接ほ場からの農薬ドリフトの影響回避	食品	51
総合的病害虫・雑草管理(IPM)の取組	環境	52~54
農薬の適切な使用等 (使用計画策定、適切な調整・散布、保護具の着用、周辺への影響回避、散布後の洗浄・排水管理、保管、使用記録作成等)	食品 環境 労働	55~64
堆肥の適切な製造と施用	食環	65
肥料等の適切な施用等 (土壌診断結果や施肥基準等を踏まえた利用計画の策定と施用、適切な保管、使用記録作成等)	食品 環境 労働 経営	66~69

VII 専用項目	分野	番号
麦類のDON・NIV等のかび毒汚染低減対策	食品	70

凡例

食品 食 … 食品安全
環境 環 … 環境保全
労働 労 … 労働安全
人権 人 … 人権保護
経営 経 … 農場経営管理

国際水準GAPガイドラインの取組事項の概要 (茶)

- 全67の取組事項について、工程順に取り組むべき事項を整理
- 特徴：異品種混入防止対策、荒茶製造エリアの土足禁止等の項目を設定

I 経営体制全体	分野	番号
農場経営に必要な基本情報の整理	経営	1
組織体制の整備(各種責任者の決定等)	経営	2
GAP5分野に係る農場運営の方針の決定	経営	3
農場のルール決定及びPDCAサイクルに基づく見直し	経営	4
II 生産体制全体	分野	番号
知的財産の保護・活用	経営	5
生産計画の策定、実施状況の記録、計画と実績との比較による評価等	経営	6
農場管理の実証に必要な記録の内容・保管期間の整理。記録の作成・保存	経営	7
III リスク管理	分野	番号
基本情報等に基づく食品安全、環境保全、労働安全に関するリスク評価、評価結果に基づく対策の実施と農場のルール設定、及びPDCAサイクルに基づく見直し	食品 環境 労働	8 9 10
商品の表示の管理及び収穫記録と結びついた農産物の出荷記録の作成・保存等	経営	11
異品種・異物混入防止対策	食品	12
外部委託先の適切な管理等	経営	13,14
クレーム及び農場ルールへの違反に対する対応手順の整備	経営	15
事故・災害に備えた農業生産の維持・継続のための対策	経営	16

IV 人的資源	分野	番号
人権侵害防止について管理方法の設定	人権	17
外国人雇用がある場合の環境整備等	人権	18
十分な話し合いに基づく家族経営の実施	人権	19
労働条件の遵守と労使間の意見交換	人権	20
作業員への農場のルール等の教育訓練	経営	21
労災保険の成立手続きの実施	人権	22
危険作業に従事する者への訓練	労働	23
作業に適した服装や保護具の着用・管理	労働	24
救急箱の用意等、事故対応手順の整備と周知	労働	25

V 経営資源	分野	番号
農場への入場に係るルールの策定と周知	経営	26
手洗いやトイレ設備の確保による衛生管理	食経	27
土壌や水に関するリスク評価と対策(生葉洗浄工程における汚染防止を含む)	食品	28,31,32
土づくりを通じた土壌管理や土壌浸食対策	環境	29,30
排水等の適切な管理	環境	33
農産物取扱施設等の保守・衛生管理、農産物の適切な保管(荒茶製造エリアの土足禁止を含む)	食品	34,35,37
異物混入やアレルギーとの交差汚染防止	食経	36
器具、設備、機械、車両等の把握、適切な管理、使用等。燃料の適切な保管(ポイラー関連項目を含む)	食労 環境	38~41, 43,44
包装容器等の安全性の確認等	食品	42
温室効果ガスの削減に資する取組	環境	45
廃棄物の把握、管理及び削減の取組	食環	46
農場内の整理・整頓・清潔・清掃等	環境	47
騒音等に係る周辺住民への配慮と対策	環境	48
生物多様性に配慮した鳥獣被害防止対策	環境	49

VI 栽培管理	分野	番号
隣接ほ場からの農薬ドリフトの影響回避	食品	50
総合的病害虫・雑草管理(IPM)の取組	環境	51~53
農薬の適切な使用等 (使用計画策定、適切な調整・散布、保護具の着用、周辺への影響回避、散布後の洗浄・排水管理、保管、使用記録作成等)	食品 環境 労働	54~62
堆肥の適切な製造と施用	食環	63
肥料等の適切な施用等 (土壌診断結果や施肥基準等を踏まえた利用計画の策定と施用、適切な保管、使用記録作成等)	食品 環境 労働 経営	64~67

凡例

- 食品 食 … 食品安全
- 環境 環 … 環境保全
- 労働 労 … 労働安全
- 人権 人 … 人権保護
- 経営 経 … 農場経営管理

国際水準GAPガイドラインの取組事項の概要（飼料作物）

➤ 全72の取組事項について、工程順に取り組むべき事項を整理

I 経営体制全体	分野	番号
農場経営に必要な基本情報の整理	経営	1
組織体制の整備(各種責任者の決定等)	経営	2
GAP5分野に係る農場運営の方針の決定	経営	3
農場のルール決定及びPDCAサイクルに基づく見直し	経営	4
II 生産体制全体	分野	番号
飼料販売に係る事前の届出	経営	5
知的財産の保護・活用	経営	6
生産計画の策定、実施状況の記録、計画と実績との比較による評価等	経営	7
農場管理の実証に必要な記録の内容・保管期間の整理。記録の作成・保存	経営	8
III リスク管理	分野	番号
基本情報等に基づく食品安全、環境保全、労働安全に関するリスク評価、評価結果に基づく対策の実施と農場のルール設定、及びPDCAサイクルに基づく見直し	食品 環境 労働	9 10 11
商品の表示の管理及び収穫記録と結びついた農産物の出荷記録の作成・保存等	経営	12
用途限定米穀、飼料用作物の適切な保管・販売・処分	経営	13
外部委託先の適切な管理等	経営	14,15
クレーム及び農場ルールへの違反に対する対応手順の整備	経営	16
事故・災害に備えた農業生産の維持・継続のための対策	経営	17

IV 人的資源	分野	番号
人権侵害防止について管理方法の設定	人権	18
外国人雇用がある場合の環境整備等	人権	19
十分な話し合いに基づく家族経営の実施	人権	20
労働条件の遵守と労使間の意見交換	人権	21
作業員への農場のルール等の教育訓練	経営	22
労災保険の成立手続きの実施	人権	23
乾燥調製施設等の適正な管理・運営等	経営	24
危険作業に従事する者への訓練	労働	25
作業に適した服装や保護具の着用・管理	労働	26
救急箱の用意等、事故対応手順の整備と周知	労働	27

V 経営資源	分野	番号
農場への入場に係るルールの策定と周知	経営	28
手洗いやトイレ設備の確保による衛生管理	食経	29
土壌や水に関するリスク評価と対策(重金属低減対策を含む)	食品	30,31,34
土づくりを通じた土壌管理や土壌浸食対策	環境	32,33
排水等の適切な管理(水田代かき後の濁水流出防止対策を含む)	環境	35,36
規格基準に合わない飼料等の製造等禁止	食品	37
飼料の適切な調整	食品	38
農産物取扱施設等の保守・衛生管理、農産物の適切な保管	食品	39,41
異物混入やアレルギーとの交差汚染防止	食経	40
器具、設備、機械、車両等の把握、適切な管理、使用等。燃料の適切な保管	食労 環境	42,43 45,46
包装容器等の安全性の確認等	食品	44
温室効果ガスの削減に資する取組	環境	47
廃棄物の把握、管理及び削減の取組	食環	48
農場内の整理・整頓・清潔・清掃等	環労	49
騒音等に係る周辺住民への配慮と対策	環境	50
生物多様性に配慮した鳥獣被害防止対策	環境	51

VI 栽培管理	分野	番号
適切な種苗調達、育苗管理	食品	52
有毒植物の除去・隔離	食品	53
隣接ほ場からの農薬ドリフトの影響回避	食品	54
総合的病害虫・雑草管理(IPM)の取組	環境	55~57
農薬の適切な使用等 (使用計画策定、適切な調整・散布、保護具の着用、周辺への影響回避、散布後の洗浄・排水管理、保管、使用記録作成等)	食品 環境 労働	58~67
堆肥の適切な製造と施用	食環	68
肥料等の適切な施用等 (土壌診断結果や施肥基準等を踏まえた利用計画の策定と施用、適切な保管、使用記録作成等)	食品 環境 労働 経営	69~72

凡例

食品 食 … 食品安全
環境 環 … 環境保全
労働 労 … 労働安全

人権 人 … 人権保護
経営 経 … 農場経営管理

国際水準GAPガイドラインの取組事項の概要（その他非食用）

- 全63の取組事項について、工程順に取り組むべき事項を整理
- 分野「食品安全」、番号7及び11の取組事項は、「衛生管理」の観点から必要な取組として整理

I 経営体制全体	分野	番号
農場経営に必要な基本情報の整理	経営	1
組織体制の整備(各種責任者の決定等)	経営	2
GAP5分野に係る農場運営の方針の決定	経営	3
農場のルール決定及びPDCAサイクルに基づく見直し	経営	4
II 生産体制全体	分野	番号
知的財産の保護・活用	経営	5
生産計画の策定、実施状況の記録、計画と実績との比較による評価等	経営	6
農場管理の実証に必要な記録の内容・保管期間の整理。記録の作成・保存	経営	7
III リスク管理	分野	番号
基本情報等に基づく食品安全、環境保全、労働安全に関するリスク評価、評価結果に基づく対策の実施と農場のルール設定、及びPDCAサイクルに基づく見直し	食品 環境 労働	8 9 10
商品の表示の管理及び収穫記録と結びついた農産物の出荷記録の作成・保存等	経営	11
外部委託先の適切な管理等	経営	12,13
クレーム及び農場ルールへの違反に対する対応手順の整備	経営	14
事故・災害に備えた農業生産の維持・継続のための対策	経営	15

凡例

食品 食 …食品安全	人権 人 …人権保護
環境 環 …環境保全	経営 経 …農場経営管理
労働 労 …労働安全	

IV 人的資源	分野	番号
人権侵害防止について管理方法の設定	人権	16
外国人雇用がある場合の環境整備等	人権	17
十分な話し合いに基づく家族経営の実施	人権	18
労働条件の遵守と労使間の意見交換	人権	19
作業員への農場のルール等の教育訓練	経営	20
労災保険の成立手続きの実施	人経	21
危険作業に従事する者への訓練	労人	22
作業に適した服装や保護具の着用・管理	労働	23
救急箱の用意等、事故対応手順の整備と周知	労働	24

V 経営資源	分野	番号
農場への入場に係るルールの策定と周知	経営	25
手洗いやトイレ設備の確保による衛生管理	食経	26
土壌や水に関するリスク評価と対策	食品	27,30
土づくりを通じた土壌管理や土壌浸食対策	環境	28,29
排水等の適切な管理	環境	31
農産物取扱施設等の保守・衛生管理、農産物の適切な保管	食品	32,34
異物混入やアレルギーとの交差汚染防止	食経	33
器具、設備、機械、車両等の把握、適切な管理、使用等。燃料の適切な保管	食労 環境	35,36 38,39
包装容器等の安全性の確認等	食品	37
温室効果ガスの削減に資する取組	環境	40
廃棄物の把握、管理及び削減の取組	食環	41
農場内の整理・整頓・清潔・清掃等	環労	42
騒音等に係る周辺住民への配慮と対策	環境	43
生物多様性に配慮した鳥獣被害防止対策	環境	44

VI 栽培管理	分野	番号
適切な種苗調達、育苗管理	食品	45
隣接ほ場からの農薬ドリフトの影響回避	食品	46
総合的病害虫・雑草管理(IPM)の取組	環境	47~49
農薬の適切な使用等 (使用計画策定、適切な調整・散布、保護具の着用、周辺への影響回避、散布後の洗浄・排水管理、保管、使用記録作成等)	食品 環境 労働	50~58
堆肥の適切な製造と施用	食環経	59
肥料等の適切な施用等 (土壌診断結果や施肥基準等を踏まえた利用計画の策定と施用、適切な保管、使用記録作成等)	食品 環境 労働 経営	60~63

農業高校・農業大学校等におけるGAP認証取得状況

➤ 111校の農業高校が、第三者機関によるG A P 認証を取得している。(GLOBALG.A.P. : 25校、ASIAGAP : 22校、JGAP : 76校)

※北海道が1校、福島県が2校、群馬県が1校、岐阜県が1校、愛知県が1校、三重県が3校、滋賀県が1校でGLOBALG.A.P.、ASIAGAP、JGAPのうち2つ以上の認証を取得。

➤ 31校の農業大学校等が、第三者機関によるG A P 認証を取得している。(GLOBALG.A.P. : 13校、ASIAGAP : 9校、JGAP : 11校)

※岩手県が1校、宮崎県が1校でGLOBALG.A.P.、ASIAGAP、JGAPのうち2つ以上の認証を取得。

(令和5年3月末時点：農林水産省農産局農業環境対策課調べ)

	農業高校における認証取得状況		
	GLOBALG.A.P.	ASIAGAP	JGAP
北海道	2	5	7
青森県	2	0	2
岩手県	0	0	3
宮城県	0	1	1
秋田県	0	0	1
山形県	0	0	3
福島県	2	1	9
茨城県	1	0	0
栃木県	2	0	2
群馬県	0	1	1
埼玉県	2	0	0
千葉県	0	0	1
東京都	0	0	8
神奈川県	0	0	5
山梨県	0	1	1
長野県	1	0	0
静岡県	0	0	3
新潟県	2	0	0
福井県	0	1	0
岐阜県	1	1	3
愛知県	1	0	2
三重県	2	5	3
滋賀県	0	1	1
京都府	2	0	0
奈良県	0	0	2
鳥取県	0	0	1

	農業高校における認証取得状況		
	GLOBALG.A.P.	ASIAGAP	JGAP
島根県	0	0	1
広島県	0	1	0
山口県	0	0	2
徳島県	0	0	1
香川県	0	0	1
愛媛県	4	0	0
高知県	0	0	2
福岡県	1	0	0
佐賀県	0	0	2
長崎県	0	0	1
大分県	0	2	6
宮崎県	0	1	0
鹿児島県	0	1	1

	農業大学校等における認証取得状況		
	GLOBALG.A.P.	ASIAGAP	JGAP
北海道	0	1	0
岩手県	0	1	1
宮城県	0	0	1
山形県	0	1	0
福島県	0	0	1
茨城県	0	1	1
栃木県	1	0	0
群馬県	0	1	0
埼玉県	1	0	0
千葉県	1	0	0
神奈川県	0	0	1
山梨県	0	0	1
長野県	2	0	0
静岡県	1	0	0
新潟県	1	0	0
岐阜県	0	1	0
三重県	0	1	0
滋賀県	0	1	0
奈良県	0	0	1
和歌山県	1	0	0
鳥取県	1	0	0
広島県	0	0	1
山口県	0	0	1
愛媛県	1	0	0
高知県	1	0	0
福岡県	1	0	0
大分県	1	0	0
宮崎県	0	1	1
鹿児島県	0	0	1

各農業高校・農業大学校等名、
認証取得品目はQRコード参照



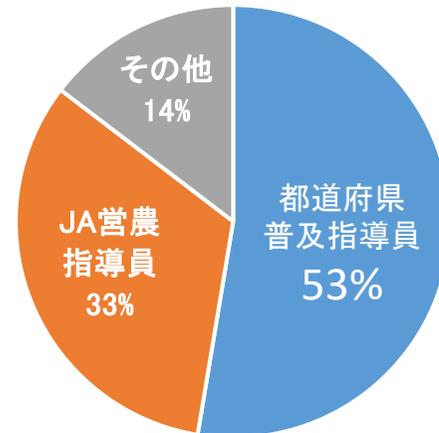
GAP指導体制の構築〈都道府県別指導体制〉

▶ 令和4年度末時点において、高い水準で指導できると推定される指導員数（指導に必要な知識を習得するための研修を受講し、3件以上の指導実績がある者の数）は全国で3,816人

（単位：人）

都道府県	指導員数	都道府県	指導員数	都道府県	指導員数
北海道	211	静岡県	118	岡山県	11
青森県	133	新潟県	73	広島県	9
岩手県	44	富山県	78	山口県	43
宮城県	11	石川県	145	徳島県	28
秋田県	44	福井県	56	香川県	53
山形県	127	岐阜県	154	愛媛県	74
福島県	207	愛知県	175	高知県	28
茨城県	200	三重県	202	福岡県	175
栃木県	91	滋賀県	26	佐賀県	59
群馬県	15	京都府	120	長崎県	20
埼玉県	105	大阪府	27	熊本県	81
千葉県	56	兵庫県	57	大分県	109
東京都	104	奈良県	24	宮崎県	131
神奈川県	41	和歌山県	17	鹿児島県	25
山梨県	14	鳥取県	5	沖縄県	50
長野県	142	島根県	98	合計	3,816

〈GAP指導員の内訳〉



〈全国における指導員数の推移〉



※ 農林水産省農業環境対策課調べ（令和4年度末時点、都道府県から聞き取り）

大阪・関西万博における持続可能性に配慮した農産物の調達基準の概要

対象

博覧会協会、ライセンサー^{注1}及びパビリオン運営主体等^{注2}が提供する飲食サービスに使用される、農産物の生鮮食品及び農産物を主要な原材料とする加工食品

注1: 公式ライセンス商品を製造・販売等する事業者
注2: 各国政府、国際機関、企業、地方自治体等

要件

以下の点について、生産国の関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること

1. 食品安全の確保
2. 周辺環境や生態系と調和のとれた農業生産活動の確保
3. 作業者の労働安全の確保
4. 作業者の人権保護の確保

要件への適合度が高い農産物

1. GLOBALG.A.P.、ASIAGAP、JGAP、又は博覧会協会が認める認証スキームによる認証を受けて生産された農産物
2. 1の農産物以外を必要とする場合は、国際水準GAPガイドラインに準拠したGAPに基づき生産され、公的機関による第三者の確認を受けて生産された農産物
3. 1、2の農産物以外を必要とする場合は、環境負荷の低減に取り組むことについて公的機関等による第三者の確認を受けて生産された農産物(有機農業により生産された農産物も認める。)

推奨事項

- 上記要件に加えて、有機農業により生産された農産物、温室効果ガスが削減される栽培方法で生産された農産物、障がい者が主体的に携わって生産された農産物、世界農業遺産や日本農業遺産など国際機関や各国政府により認定された伝統的な農業を営む地域で生産された農産物を最大限調達することが推奨される。
- この取組を行うことを宣言したサプライヤー^{注3}は、取組内容及び調達状況を公表する。

その他

- サプライヤーは、生鮮食品については、本調達基準を満たすもの調達すること。加工食品については、主要な原材料である農産物が本調達基準を満たすものを可能な限り優先的に調達すること。また、食品ロスの削減にも配慮して調達すること
- サプライヤーは、開催国内で持続可能性を踏まえて生産された農産物の利用に配慮すべき
- サプライヤーは、調達に関する計画及び結果を博覧会協会に報告する。生鮮食品について、上記1～3の農産物の調達が困難な場合に、調達計画及び結果にその量、理由及び要件の遵守に向けた取組内容を記載すること

注3: 博覧会協会、ライセンサー又はパビリオン運営主体等が直接契約を締結する物品等の提供事業者

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における食材調達基準

《農産物》

持続可能性に配慮した農産物の調達基準(概要)

<要件>

- ① **食材の安全を確保**するため、農産物の生産に当たり、日本の関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。
- ② **周辺環境や生態系と調和のとれた農業生産活動を確保**するため、農産物の生産に当たり、日本の関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。
- ③ **作業者の労働安全を確保**するため、農産物の生産に当たり、日本の関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。

(要件①～③を満たすことを示す方法)

ア ASIAGAP、
GLOBALG.A.P.、
組織委員会が認める認証
スキーム ※ *JGAP*など

イ 「農業生産工程管理(GAP)の
共通基盤に関するガイドライン」
に準拠したGAPに基づき生
産され、都道府県等公的機関
による第三者の確認

<要件を満たした上で推奨される事項>

・有機農業により生産された農産物

・障がい者が主体的に携わっ
て生産された農産物

・世界農業遺産や日本農業遺産など国際機関
や各国政府により認定された伝統的な農業を
営む地域で生産された農産物

(海外産で、上記要件の①～③の確認が困難な場合)

組織委員会が認める持続可能性に資する取組に基づき生産され、トレーサビリティが確保されているものを優先

<国産を優先的に選択>

(国内農業の振興とそれを通じた農村の多面的な
機能の発揮等への貢献を考慮)

(生鮮食品)

加工

(加工食品)

主要な原材料である農産物が本
基準を満たすものを、可能な限り
優先的に調達

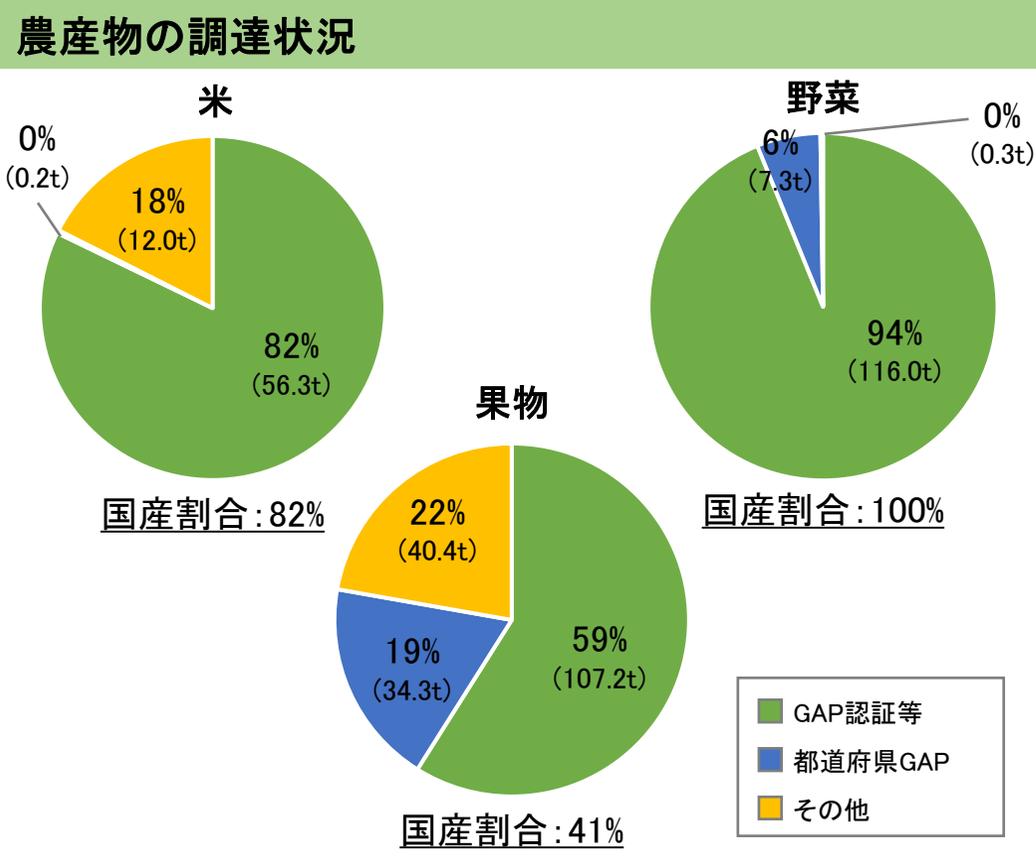
サプライヤー(ケータリング事業者等)

出典:公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会作成資料

※ 農林水産省追記:JGAPのほかに「有機JAS認証の審査項目に加えてGAPガイドラインの差分項目を確認する方法」などがある。

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会とGAP

- 東京2020大会の選手村等で使用する食材の調達は、持続可能性に配慮した調達基準が採用され、農産物の調達にはGAP認証（GLOBALG.A.P.、ASIAGAP及びJGAP等）や都道府県GAP等が要件となった。
- 選手村メインダイニング等では、調達基準を満たした食材の割合が野菜で100%、米で82%を達成。一方、和食を提供するカジュアルダイニングでは、供給食材の100%が調達基準を満たした食材となった。
- 農産物については、供給食材の60%が国産となり、全ての都道府県から様々な農産物（米、トマト、なし、こまつな、しいたけ等）が提供された。



メインダイニングで食事をする選手



カジュアルダイニングで実施されたタブレットによる提供食材と産地の表示



カジュアルダイニングで提供された全国の食材を活用した日本食メニュー（写真はメニュー例）



選手村食堂におけるPRポスター掲示～グローバルGAP取得の福島岩瀬農業高校～

※2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会の公表情報に基づき農林水産省にて整理。
 ・「東京2020大会の選手村で使用された食材・産地リストの公表について」 (<https://www.tokyo2020.jp/ja/news/news-20211102-01-ja/index.html>)
 ・「持続可能性報告書」 (<https://www.tokyo2020.jp/ja/games/sustainability/report/index.html>)